

出願意匠「住宅用警報器」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10083 号・平成 21 年 10 月 28 日(3 部)判決 棄却

【キーワード】

意匠の類否判断, 看者, 美感, 印象, 創作

【事 実】

原告(H社)は、「住宅用警報器」に係る意匠を平成19年10月5日に出願したが、平成20年3月21日に拒絶理由通知、同年5月12日に拒絶査定を受けたので、平成20年5月23日に不服審判請求(不服2008-13196号)したが、平成21年2月10日に不成立の審決を受けた。本件は、これに対する審決取消請求訴訟である。

【判 断】

当裁判所は、審決には、原告が取消事由1(スイッチボタンの形態に係る相違点の認定の誤り)において主張する相違点を具体的に挙げていない点はあるものの、その点は審決の結論に影響を及ぼすものではなく、結局、原告の主張に係る取消事由はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

- 1 取消事由1(スイッチボタンの形態に係る相違点の認定の誤り)について
 - (1) スイッチボタンの形態につき、本願意匠と引用意匠とを対比すると、本願意匠は、半透明で横長の隅丸長方形に形成し、その上辺がやや筐体下辺側に湾曲しているのに対し、引用意匠は、筐体の一部に正面視U字形のスリットを設けて可動片を構成し、さらにその先端に円柱状の小突起を設けている点で相違する(当事者間に争いはない)。
 - (2) 原告は、本願意匠と引用意匠とは、「スイッチボタンの筐体及び感知部に対する寸法比率」において差異がある、本願意匠のスイッチボタンは、上下辺について筐体の下辺外周形状と感知部の外周形状の曲面にそれぞれ沿うように筐体下辺側に向かって凸状となる緩やかな曲線を形成しているのに対し、引用意匠のスイッチボタンはそのような形状を有しない、本願意匠のスイッチボタンは、半透明状に形成され、内部に表示用LEDが配置されているのに対し、引用意匠のスイッチボタンはそのような形状を有しない、という相違点があるにもかかわらず、審決はその点を看過した誤りがあると主張する。

確かに、審決は、上記(1)について、具体的な相違点として挙げていない。しかし、以下のとおり、原告の指摘する相違点は、本願意匠と引用意匠

の意匠の類否の判断に影響を及ぼすものとはいえず、結局、上記主張は失当である。

本願意匠と引用意匠とは、「前記全体の構成態様（取付板を除く）」、「前記筐体の主要な面構成」、「前記放音孔の形態」、「前記係止孔の形態」、「筐体の縦幅（正面視における上下幅）：横幅（正面視における左右幅）：奥行き幅（平面視における上下幅）」において、特徴的な構成のほとんどが共通していることに照らすならば、「スイッチボタンの筐体及び感知部に対する寸法比率」に関する相違は、両意匠の美感に影響を及ぼす程の相違とはいふことはできず、本願意匠のスイッチボタンの上下辺について、筐体の下辺外周形状と感知部の外周形状のカーブにそれぞれ沿うように筐体下辺側に向かって凸状となる緩やかなカーブを設けている点に係る相違も、看者の注意を惹くほどの相違ということとはできない。したがって、審決が、上記の具体的な相違点を挙げた上で判断しなかったとしても、本願意匠と引用意匠の類否判断に影響を及ぼすものとはいえない。

さらに、本願意匠のスイッチボタンの半透明状であること、内部に表示用LEDが配置されている点については、審決は、両意匠の類否を判断する前提として指摘しているから、相違点を看過した誤りはない。

以上のとおりであり、原告の主張に理由がない。

2 取消事由2（スイッチボタンの形態の差異に基づく類否判断の誤り）について

(1) まず、本願意匠の態様、本願意匠と引用意匠の共通点及び相違点（スイッチボタンに係る相違点を除く。）は、前記第2、3記載の審決の認定のとおりである（争いはない。）。そして、本願意匠と引用意匠とは、筐体を正面視隅丸形状を呈する扁平な「合わせ最中（もなか）」状に構成すると共に、筐体正面側の中央に円錐台形に突出するドーム状感知部を設け、該感知部の正面視直下にスイッチボタンを、左下隅に放音孔を、それぞれ配置し、筐体背面側に取付部を設け、感知部については、周側面に同形の台形孔を等間隔に8箇所配置し、取付部については、筐体背面側に高台（こうだい）状に突出して周回する環状側壁を形成すると共に、該側壁の背面視上方部分に横長の長形状突出部を設け、さらに該突出部の中央から上方に向けて係止片を突出させている点で共通し、これらの基本的な形状における共通点によって、看者に対して、美感において、両意匠が類似するとの印象を与えている。

以上によれば、相違点（(2)で述べるスイッチボタンに係る相違点を除く。）は、両意匠が、看者に対する共通の美感を与える、互いに類似する意匠であるとの判断を左右するものとはいえない。

(2) 次に、スイッチボタンの形態の相違についても、以下のとおり、両意匠

の類否に影響を及ぼすほどのものではないと判断する。

本願意匠のスイッチボタンの形状，配置位置，大きさ（筐体に対する割合）について順に検討する。正面視横長の隅丸長方形状については，甲5記載の意匠にもみられるとおり，スイッチボタンの形状としての格別な特徴はなく，正面視上下辺の緩やかな曲線を採用した点については，上辺についてはわずかであり，下辺については明確に認識し得るものではなく，筐体下辺外周形状及び感知部の外周形状の曲線に沿っている点は，ありふれた形状ということができる（乙17，21，22参照）。

また，配置位置については，筐体の正面視中央下部であり引用意匠と同一である。

さらに，大きさ（筐体に対する割合）については，約36分の1と小さく，格別看者の注意を惹くものとはいえない。

以上の点を総合すると，本願意匠と引用意匠におけるスイッチボタンの形態の差異は，両意匠の類似性を否定するほどのものではない。したがって，原告の主張は理由がない。

原告は，一般消費者である需要者は，住宅用警報器に関して，操作の容易性を求めているから，住宅用警報器の意匠において操作部となるスイッチボタンに特に注目し，その態様が意匠全体の美感に大きく影響すると主張する。しかし，前記のとおり，本件におけるスイッチボタンの形態は，特徴的な形状を有するものではなく，意匠全体の美感に影響を及ぼすものとはいえないから，この点における原告の主張は理由がない。

なお，原告は，本願意匠の感知部側壁は，引用意匠のそれに比べてより直立に近く形成され，全体としてよりシャープな印象を与えており，スイッチボタンの形態とを併せると，異なる印象を与えると主張する。

しかし，感知部側壁の傾斜角を対比しても，本願意匠が約115度であるのに対して，引用意匠が約130度であり，本願意匠が，わずかに直立に近いとはいえるが，スイッチボタンの形態とを併せて両意匠を対比しても，本願意匠が美感において相違するものと判断することはできないから，この点の原告の主張は，理由がない。

3 結論

以上に検討したところによれば，原告の主張する取消事由にはいずれも理由がなく，審決を取り消すべきその他の誤りは認められない。

よって，原告の請求は理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

【論 説】

査定系審決取消事由として原告が主張している点は、きわめてマイナーな部分についてのものであるから、そのような部分の相違点を看過した誤りがあると主張しても、説得力がない。

また、美感や印象の違いを主張しても、そのような違いは専ら主観的なものであるから、これも説得力がない。

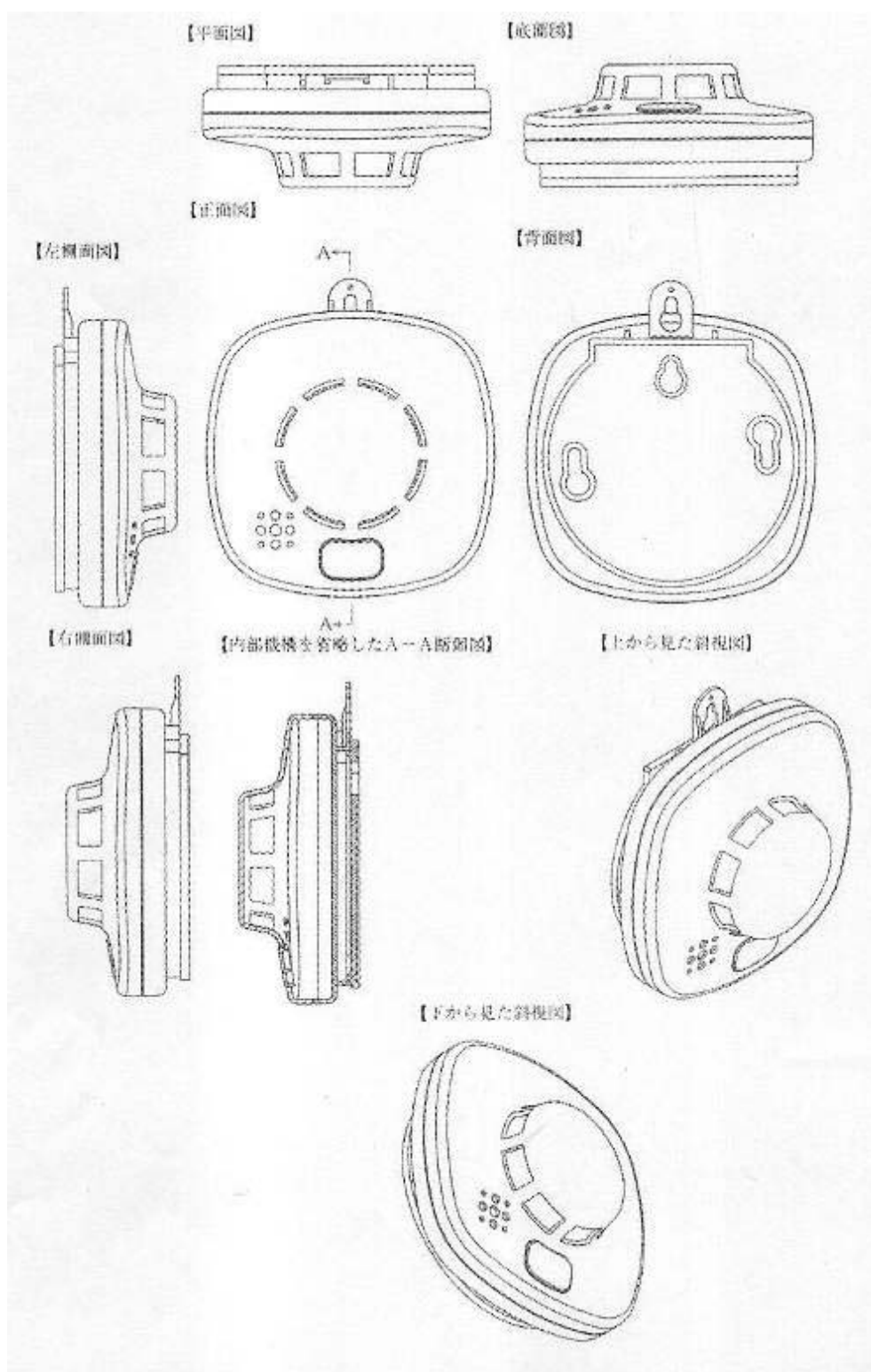
意匠出願において引用意匠との非類似性を主張するのであれば、やはり、それぞれの意匠が誕生するに至った実体である創作性の違いをきちんと把握して説明しなければならない。

けだし、意匠の出願はその意匠の発生から始まるのであるから、創作者（デザイナー）の立場からそのデザインの存在意義を考え出さなければ、第三者である審査官や審判官や裁判官を説得することは到底できないからである。

したがって、この判決は妥当である。

〔牛木 理一〕

【別紙 1】 本願意匠



【別紙 2】 引用意匠

